

「マッチング事業等業務委託」提案募集要項

スタートアップ都市推進協議会
(福岡市 創業推進部)

1 趣旨

スタートアップ都市推進協議会(以下「協議会」という)は、富谷市、つくば市、千葉市、品川区、浜松市、北九州市、別府市、熊本市、鹿児島市、福岡市の10市区(令和8年4月1日現在)(以下「加盟自治体」という)で構成され、地域の個性を生かしたスタートアップ推進のロールモデルとなり、日本全体をチャレンジが評価される国に変えていくことを目指しています。

そこで、協議会ではコーディネーターの配置や、各地域のベンチャー企業およびスタートアップ企業(以下、「スタートアップ等」という)と事業会社、投資家等とのマッチング事業等を実施することとし、その事業受託の提案を募集します。

2 対象事業者

次のすべての要件を満たす団体とします。

- (1)全国に活動拠点をもち、加盟自治体の担当者及びその地域のスタートアップ等と協議が可能であること
- (2)事業会社やベンチャーキャピタルとのネットワークをもち、加盟自治体のスタートアップ等とのマッチングを行う能力があること
- (3)事務局である福岡市と随時打ち合わせを行うことができること

3 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1)地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4)市町村民税を滞納していない者であること(福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと)。
- (5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7)福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (8)本業務を適切に実施できる組織体制を有する者であること。共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが1~7をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案事業者との共同提案を行っていないこと。また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められません。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又はスタートアップ都市推進協議会に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 提案内容

マッチング事業等業務委託仕様書に定められた業務を行うに際して以下の項目について具体的な提案を求めます。

- ① 提案内容の概要
- ② マッチングイベントの実施方法
- ③ 会場・レイアウト案
- ④ 加盟自治体との連絡体制
- ⑤ コーディネーター体制
- ⑥ メンタリング体制
- ⑦ プロモーション資料案
- ⑧ プロモーション実施方法(事業会社・投資家への効果的なプロモーションについて、それぞれ具体的に記載すること)
- ⑨ 協議会 Facebook ページでの情報発信方法
- ⑩ 事業会社・投資家とのネットワークの状況
- ⑪ 個別商談の実施方法、マッチング効果を高めるための工夫
- ⑫ 事業実施にあたっての独自の創意工夫
- ⑬ これまでに類似事業を実施した実績
- ⑭ 特定の加盟自治体に偏らないための配慮
- ⑮ 実施スケジュール

5 事業委託期間

契約締結日から令和9年3月10日まで

6 委託金額

7,420,000円以内(消費税および地方消費税相当額を含む)

7 公募スケジュール

(1)提案募集開始(公示日)	令和8年5月12日(火)
(2)質問書提出期限	令和8年5月19日(火)17時
(3)質問の回答	令和8年5月22日(金)
(4)提案競技参加申込書提出期限	令和8年6月2日(火)17時
(5)企画提案書提出期限	令和8年6月9日(火)17時
(6)最優秀提案者決定・結果通知	令和8年6月中旬(予定)
(7)契約締結	令和8年7月上旬(予定)

8 募集要項等の配布・質問の受付

(1)募集要項等の配布

ア 配布期間:令和8年5月12日(火)から令和8年6月9日(火)まで

イ 配布場所:福岡市ホームページからダウンロードしてください。

(2)質問書の提出及び回答

ア 受付期限:令和8年5月19日(火)17時まで(必着)

イ 提出方法:「質問書(様式1)」を「16 問い合わせ先・提出先」まで、電子メールで提出ください。

なお、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡のこと。

※質問事項1問につき質問書1枚としてください。

※「質問書」以外による質問、及び受付期間外の提出は不可とします。

ウ 回答方法:福岡市ホームページに掲載します。

エ 回答提示期間:令和8年5月22日(金)から令和8年6月9日(火)まで

9 提案申込書の提出

提案競技への参加を希望する場合は、「3 この提案競技に参加する者に必要な資格」を確認し、「提案申込書(様式2)」を以下のとおり提出してください。

(1)提出期限

令和8年6月2日(火)17時まで(必着)

(2)提出方法

原本を郵送又は持参するとともに、データを「16 問い合わせ先・提出先」まで電子メールで提出してください。なお未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡のこと。

10 提案書類の提出

(1)必須提出書類

提案者は以下の全ての書類をご提出ください。文字サイズは 11ポイント以上としてください(図表中の文字については除く)。

① 企画提案書

※「4 提案内容」の各項目の順で掲載し、資料1「仕様書」を十分に踏まえた内容とすること。

※様式は自由。原則、A4版横、横書き 20 枚以内(表紙含む)で作成すること。

※提案書表紙の次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。

② 経費見積書(様式3)

(2)該当ありの場合提出いただく書類

「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されていない者は下記①～⑧を提出してください。

なお、下記書類のうち、②～④は、提出日前3か月以内に発行された原本を提出ください。

① 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)

② 登記事項証明書

※法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

※福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑤ 委任状(様式第4号)

※この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第4号により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書(様式第5号)

※様式第5号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑦ 役員名簿(様式第6号)

※様式第6号に、代表者及び役員(⑤の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

※直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(3)注意事項

共同提案の場合は、「提案申込書(様式2)」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載すること。また、上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出するとともに、協定書を提出すること。

(4)提出方法

「16 問い合わせ先・提出先」へ「10 提案書類の提出(2)該当ありの場合提出いただく書類 ②～④」は原本を郵送、そのほかについてはPDFデータをメール送付。

(5)受付期間

令和8年6月9日(火)17時まで

(6)提案競技参加辞退届の提出

提案申込書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、

令和8年6月9日(火)17時までに「提案競技参加辞退届(様式7)」を提出すること。

11 審査

提出された提案書をもとに加盟自治体が審査し、最も優秀と認められる事業者を決定します。

12 評価項目

下記の評価項目に従って審査を行います。

- ① マッチングイベントの実施方法は十分か
- ② 加盟自治体との連絡体制は十分か
- ③ メンタリング体制は十分か
- ④ プロモーション活動の実施方法は十分か
- ⑤ 情報発信についての独自の創意工夫がなされているか
- ⑥ 事業会社、投資家とのネットワークは十分か
- ⑦ トークセッションおよびピッチの実施方法は十分か
- ⑧ 個別商談、ネットワーキングの実施手法、マッチング効果を高めるための工夫は十分か
- ⑨ 事業実施についての独自の創意工夫がなされているか
- ⑩ これまでの類似業務や実績はあるか
- ⑪ 特定の加盟自治体に偏ることなく、事業実施できるよう配慮しているか
- ⑫ 実施スケジュールは妥当か

13 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定を行う各自治体の関係者に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする場合があります。

14 契約

選定された事業者と業務委託契約手続きを行います。

なお、実施期間や実施内容、実施場所等において、採用された提案内容の一部の修正を依頼する場合があります。この場合、契約手続きの際に、当該修正を含めた提案書類を改めて作成、提出していただく場合があります。

また、当該事業者との契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

15 その他留意事項

- (1)本提案に係る費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2)提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3)選定における審査、採点の内容に関する質問には一切応じない。
- (4)本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (5)詳細の業務内容については、協議会が契約締結の際に契約相手方候補と協議のうえ仕様書を作成し、それに基づき実施するもの。
- (6)企画提案書の著作権はその提案者に帰属する。
- (7)企画提案書の利用について第三者から権利の侵害等の訴え、または紛争が生じたときは、その提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、協議会または福岡市に何等かの損害を与えたときは、その提案者は損害について賠償するもの。

16 問い合わせ先・提出先

スタートアップ都市推進協議会 事務局（福岡市 経済観光文化局 創業推進部内）

【担当】 田中、荒木

【住所】 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 14 階 創業推進部

【電子メール】 startup.EPB@city.fukuoka.lg.jp

【電話連絡先】 092-711-4455（直通）

※提案書送付後は、未受領防止のため、電話連絡先へご一報ください。